吉田町クーリングシェルター募集要項

１　目的

本要項は、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的に、町民等が暑さをしのぐ場所として開放する指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）を募集するために定めます。

２　募集施設

町内の民間施設等

３　要件

⑴　適当な冷房設備を有すること。
⑵　静岡県内に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を町民等に開放できること。
⑶　町民等の滞在のために、必要かつ適切な空間を確保できること。
⑷　当該施設の指定場所が無料で利用できること。
⑸　町とクーリングシェルターに係る協定を締結し、その内容を履行できること。

４　施設が実施する内容

⑴　施設の出入口等、見やすい場所へ案内掲示（のぼり旗、ポスター等※資材は町が準備）
⑵　休息用のイスやソファ等の設置
⑶　空調の適切な管理

５　開放期間

熱中症特別警戒情報の運用期間（４月第４水曜日から１０月第４水曜日まで）

６　応募方法

別紙「吉田町クーリングシェルター応募用紙」に必要事項を記載し、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法で吉田町健康づくり課（保健センター内）へ提出してください。

７　募集期間

随時受付

８　応募用紙提出後の流れ

⑴　町と申込施設管理者で協定内容の協議

⑵　協定の締結（クーリングシェルターの指定）

⑶　クーリングシェルター施設情報の公表（町ホームページ等）

⑷　クーリングシェルターの運用開始

９　町から施設へ配布する物資、情報の提供

⑴　案内表示（のぼり旗等）、啓発チラシの配布

⑵　熱中症特別警戒情報の発表時における情報提供

１０　その他

⑴　町が応募用紙を受領後、内容の審査を行い、適当と認めた場合にクーリングシェルターに指定します。

⑵　クーリングシェルターに指定した施設の情報は、町ホームページ等を通じて公表します。

⑶　クーリングシェルターの整備に要する経費等について、町による財政的な支援はありません。

⑷　公序良俗に反する場合や、取組の趣旨に適さない場合など、町が不適当と認める場合には、クーリングシェルターとして指定されない、または指定を取り消す場合があります。

１１　応募先・問い合わせ先

〒４２１－０３０１　吉田町住吉１５６７番地

吉田町健康づくり課

電　話　０５４８－３２－７０００

メール　kenkou@town.yoshida.shizuoka.jp